

平成 21 年 3 月 26 日

各 位

大 阪 市

特定業者の元請業者への下請あっせん及び 紹介の禁止について

本市では入札契約事務の執行にあたりましては、関係法令等を遵守し、常に厳正かつ適正に行うとともに、平成 13 年 4 月に施行された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、入札事務の公正性、透明性、競争性の向上を図るとともに、適正な施工の確保や不良不適格業者の排除などの入札契約制度の改善に取り組んできたところです。

しかしながら、今回、本市発注工事を巡り収賄容疑で職員が逮捕されるという誠に遺憾な事態が発生しました。

本市では今回の事件を重く受けとめ、本市の入札契約に関わり、二度とこのような事件がおこることのないよう、本市職員による特定業者の元請業者への下請あっせん及び紹介を禁止することといたします。

つきましては、貴社におきましては同趣旨を社員に周知くださるようお願いいたします。

(参 考)

特定業者の元請業者への下請あっせん及び紹介の禁止について

—下請業者参入に伴う収賄事件再発防止緊急対策—

大阪市においては、これまで平成 12 年の市政運営刷新委員会の提言等を踏まえ、入札契約制度の改善を進めるとともに、公正な職務の執行を確保するため、「公正・公平な入札・契約の確保のための職務執行マニュアル」の活用や職員研修の実施に取り組んできた。

さらに、平成 15 年には、本市発注工事において下請業者あっせんによる贈収賄事件が発生したことから、当委員会において特定業者の元請業者への下請あっせん及び紹介については自粛することとし、職員に周知したところである。

それにもかかわらず、今回、本市発注工事を巡り収賄容疑で職員が逮捕されるという事態が発生した。

当委員会としては、今回の事件を重く受けとめ、本市の入札契約に関わり、二度とこのような事件がおこることのないよう、本市職員による特定業者の元請業者への下請あっせん及び紹介を禁止することとする。

また今後、事実関係の把握ができ次第、速やかに再発防止に向けた措置を講じることとする。

平成 21 年 3 月 26 日

大阪市入札契約制度改善検討委員会